

主要農作物の種子の安定供給・品質確保に関する意見書

我が国においては、戦後の急激な人口増加に見合った食糧を確保するため、主要農作物である稲、麦類及び大豆について、その優良な種子の生産と普及を都道府県に義務付ける、主要農作物種子法が昭和27年に制定され、主に都道府県の試験研究機関が、各地域の気候・風土にあった優良な品種の選定と種子の確保に取り組んできた。本県のブランド米である「あきほなみ」も、台風の影響や暑さに負けない鹿児島風の風土にあった奨励品種として選定された優良な品種である。

しかしながら、我が国農業の国際競争力の強化に向けて官民の総力を挙げた種子の開発・供給体制を構築する必要があること等を理由に、本年4月にこの法制度が廃止されたところである。

法の廃止により、都道府県の取組が後退することへの懸念や、外資系事業者の種子の独占等による種子価格の高騰等、農業者や消費者への影響を危惧する声がある。

よって、国におかれては、これまでの都道府県の体制を生かしつつ、主要農作物の種子の安定供給や品質確保の取組を後退させることがないよう、十分な財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官